

## 校訓「敬愛」「協調」「正義」

兼六中学校の生徒としての自覚を持ち、礼儀正しく、節度のある生活をしよう。

### 1. 毎日の学校生活

#### (1) 登下校

- ①登校時間や下校時間を守りましょう。
- ②欠席や遅刻の場合は、保護者に7:30～8:05までに学校へ連絡してもらってください。  
遅刻した場合は、一度職員室に立ち寄りましょう。

#### (2) 授業

- ①授業中は、正しい姿勢を意識し、人の話をきちんと聴きましょう。
- ②発言する場合は、しっかり挙手をし、その場で立って話しましょう。
- ③ペアやグループで活動する時は、協力し合いましょう。
- ④授業後の休み時間のうちに、次時の学習用具などを準備しましょう。

#### (3) 昼食時間

- ①速やかに給食を準備しましょう。
- ②必ず自分の座席で食事をしましょう。
- ③給食係や給食当番は、協力して準備や後始末をしましょう。

#### (4) 清掃時間

- ①集中して清掃に取り組みましょう。
- ②清掃用具は大切に取り扱いましょう。
- ③友達と協力して、積極的に学校の美化や整備に努めましょう。

#### (5) 持ち物

- ①自分の学習道具や持ち物には、必ず記名をしましょう。
- ②持ち帰る学習用具を自分で確認しましょう。
- ③授業に不要なものは持ってきません。貴重品は、担任や部活動顧問に預けましょう。
- ④友達同士で教科書や学習用品などの貸し借りはしません。

#### (6) その他

- ①互いの安全や健康に配慮し、危険な遊びはしません。もしも事故や危険な事態が発生した場合は、すぐに近くの先生に知らせましょう。
- ②校舎・学校の備品などを大切に使いましょう。もしも破損したときや、破損に気づいたときは、先生に申し出ましょう。
- ③保健室利用を希望する場合は、職員室に立ち寄り保健室利用カードを受け取りましょう。

### 2. 服装・頭髪などの身だしなみについて

#### (1) 服装について

制服を正しく着こなし、身だしなみを整えて学校生活を送る。授業中や廊下の移動は、制服もしくはカッターシャツ姿（ネーム着用）とする。また、清掃時は学ラン、スカートを脱ぎ（ハーフパンツ姿で）、活動しやすい服装で取り組む。

## ①標準型学生服（図1参照）

### <冬 服>

- ・黒色の標準型の学生服に本校指定のボタンを付ける。襟はソフトカラータイプ、白カラーを付けるタイプ、どちらでも構わない。
- ・校章は襟の右、組章は左に中央から2センチの位置に付ける。
- ・冬服の下には、カッターシャツ（校章の刺繡入り）を着る。ただし、冬期間については、カッターシャツの上にトレーナー等を着用してもよい。（⑦秋冬期間の服装参考）

### <夏 服>

- ・白の半袖カッターシャツ、白の半袖開襟シャツまたは長袖カッターシャツ（いずれも本校指定）を着用し、左胸に名札を付ける。
- ・アンダーシャツを必ず着用する。色は華美でないものとする。（白、黒、紺、グレー、ベージュ色）

### <ズボン>

- ・黒色の標準型の学生ズボンを着用する。
- ・ベルトは黒色（装飾のないもの）とする。

## ②セーラー服（図2参照）

### <冬 服>

- ・紺のセーラー服で、襟に白線3本。指定の赤ネクタイを付ける。
- ・左胸に名札、ポケットには台紙に校章と組章を付ける。
- ・冬期間については、冬服の下にトレーナー等を着用しても構わない。（⑦秋冬期間の服装参考）

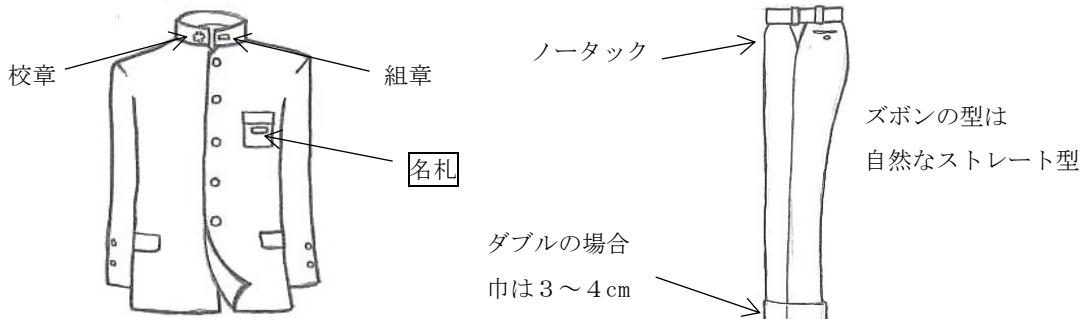
### <夏 服>

- ・白の半袖または長袖シャツ（いずれも本校指定）を着用し、左胸に名札を付ける。
- ・アンダーシャツを必ず着用する。色は華美でないものとする。（白、黒、紺、グレー、ベージュ色）

### <スカート・スラックス>

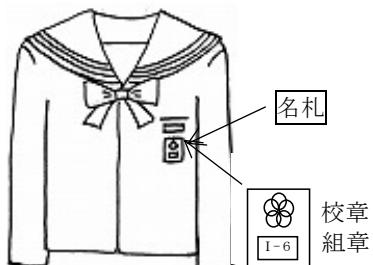
- ・紺色のひだスカートを着用する。長さは、ひざがかくれる程度とする。
- ・セーラー服用のスラックスを着用しても構わない。

〔図1〕 標準型学生服（加工していないもの）



〔図2〕 セーラー服（本校指定学生服で加工していないもの）

冬服



夏服（長袖もしくは半袖）



スカートまたはスラックス



### ③ソックス

- ・華美でない色のもの(白、黒、紺、茶、グレー)で、無地またはワンポイントのものを着用する。
- ・くるぶしが充分に隠れる長さのものとする。
- ・冬期間、タイツを着用してもよい。着用する場合の色は、黒、ベージュとする。

### ④シューズ

- ・通学用は、学校指定の運動シューズ(白ひも)とし、運動場での体育用シューズも兼ねる。
- ・運動内ばきは、学校指定のシューズとする。

(R 6 年度 1 年 : 緑 2 年 : 青 3 年 : 赤)

通学用シューズ



かかと部分  
に記名

内ばきシューズ



### ⑤体育時の服装

- ・学校指定のトレーニングウェアやシャツを着用する。

### ⑥エアコン使用期間の防寒 (7~9月頃)

- ・寒く感じる場合は、制服の上に長袖体操服を着用しても構わない。

### ⑦秋冬期間の服装 (10~3月頃)

全体を通して、実用的で華美でないものを着用する。

<コートについて>

- ・実用的で華美でないもの。

<セーター(トレーナー)>

- ・制服の袖や裾から出ない長さであること。(標準型学生服の襟ホックがとまるもの)
- ・無地で模様のないものを着用する。(ワンポイント可)
- ・カーディガンは、制服の上でも下でも着用しない。

<冬期間の通学シューズ> (冬場の悪天候時や降雪時のみ)

- ・防水性や滑り止め機能などがついた、防寒用に適したもの。
- ・靴底が厚いブーツ等は、転倒する危険性が高いので着用しない。
- ・長靴は年間を通して着用してもよい。

<その他の防寒具>

- ・手袋、帽子、ネックウォーマーやマフラーを着用してもよい。

## (2) 持ち物について

学習や学校生活において、活動の邪魔や学習の妨げにならない必要不可欠な物を、必要最小限で準備する。

### ①かばん

- ・学校指定の通学黒かばんを使用する。  
(目印として、お守り程度の大きさのキーホルダーを1つ付けてもかまわない。)
- ・学習用具などが通学黒かばんに入りきらない場合は、サブバックを使用しても構わない。  
サブバックは、実用的であり高価でないものとする。(キーホルダー類は付けないこと)

### ②かさ

- ・玄関前で水をしっかり切ってから、自分の教室を持って行く。

### ③水筒

- ・水分補給のため、年間を通して水筒を持ってきてても良い。
- ・中身は、水・お茶・スポーツドリンクのみとし、決められた時間や場所で飲むこと。

### (3) 頭髪などについて

- ①時・場所・場面(T.P.O)を意識し、学業の妨げにならない髪型にする。また、清潔感を保つこと。
- ・前髪は目にかかる長さにする。目にかかる場合はヘアピンなどで留める。
  - ・髪が肩にかかる場合はヘアゴムで結ぶ。
  - ・不必要的加工はしない。(脱色・染色・整髪料の使用・パーマなど)
- ※ヘアゴムやヘアピンは華美でないものとし、色は黒・紺・茶とする。

### ②その他

- ・眉の加工や化粧はしない。
- ・アクセサリー(ネックレス、ピアスなど)は身に付けない。
- ・においのある制汗剤や制汗シートなどは使用しない。

## 3. 校外生活について

地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、社会のルールやマナーを守った行動をしましょう。

### (1) 生活一般について

- ①毎日規則正しい生活を心がけましょう。
- ②子ども会・少年連盟や公民館等の行事には、積極的に参加しましょう。
- ③外出のときは、行き先、用件、帰宅時間を家の人に告げて行きましょう。
- ④映画館や催事場、ライブハウス、カラオケボックス、ゲームセンター、アミューズメントコーナー、飲食店などへは、単独でも友達同士でも行ってはいけません。
- ⑤友人宅での外泊をしてはいけません。
- ⑥寄り道せずに帰宅しましょう。帰宅後に学校に来校する場合は、制服または体操服で登校します。
- ⑦不審者に出会ったら、逃げたり、大声を上げて助けを求めたりすること。その後は、できるだけ早く警察に通報し、学校にも連絡します。

### (2) 交通安全について

- ①自転車での外出の際は、ヘルメットを着用し、交通ルールやマナーを守りましょう。また、各自で施錠をしっかりと行ってください。
- ②自転車の二人乗りや傘差し、音楽を聴きながらの危険な運転をしてはいけません。
- ③自転車のライトやブレーキ等を定期的に整備し、夜間は必ずライトをつけてください。
- ④金沢市の条例により、自転車損害賠償保険に入らなければいけません。

### (3) 情報モラルについて

- ①インターネット、SNS、オンラインゲームなどに時間を奪われ、学習の妨げにならないように注意しましょう。家庭で必ずルールを決めてください。
- ②テスト期間中は、メディアやネットの利用を最小限にしましょう。
- ③他人の写真を許可無く使用したり、他人を中傷したりすることは犯罪行為です。ネット犯罪やトラブルに巻き込まれないように、ネット上で個人情報を公開したり、不要な書き込みをしたりすることは、絶対にしてはいけません。

「いしかわ子ども総合条例(R4.10改訂)」により、生徒のスマートフォン等の所持や利用について、保護者は適切な利用に関する家庭内での教育の推進、利用方法等について話し合い、ルール等を確認することの努力義務を課しています。